

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たると翌日)

目次

- ◇ 示 入会林野整備計画の決定
土地区画整理組合の理事の氏名等
保安林の所有者が知れないもの等
- ◇ 教委訓令 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程
- 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程

告示

鳥取県告示第四百四十三号

東伯郡三朝町木地山入会林野整備組合代表者三朝町木地山六八七番地小椋光治から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十四年二月二十日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に關する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

木地山入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年二月二十八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県庁農林部林務課及び三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、次のとおり米子市石井要害土地区画整理組合の理事の氏名及び住所等の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- | | |
|---------|-----------|
| 畑 中 吉 郎 | 米子市中町二十番地 |
| 齋 木 幸 福 | 石井八百十番地 |
| 齋 木 勉 | 石井二百八十五番地 |
| 恩 部 寛 一 | 石井六百七十九番地 |
| 齋 木 淑 一 | 石井七百五十四番地 |
| 生 田 比 | 石井七百三十四番地 |
| 佐 藤 茂 | 奥谷四百七十九番地 |
| 高 橋 近 雄 | 奥谷五百五十六番地 |

鳥取県告示第四百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第一項の規定に基づき保安林の指定の通知を受けた次に掲げる場所に所在する保安林については、その森林所有者が知れず、又はその所在が不明であり、同法同条第三項の規定による当該通知の内容を通知することができないので同法第百八十九条の規定によりその内容を青谷町役場に掲示したから、同法同条の規定により告示する。

昭和四十四年二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の所在場所 分明である最後の森林所有者

郡	大字	字	地番	住	所	氏	名
気高	青谷	山田	鶴居	壱六	気高郡青谷町山田	西川	重蔵
"	"	"	"	六郎谷	壱六	広島市牛田町一番地	尾崎
"	"	"	"	"	壱九の一	"	"
"	"	"	"	"	壱九の二	"	"
"	"	"	"	"	壱六	"	"
"	"	"	"	"	壱三	"	"

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程を次のように定める。

昭和四十四年二月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程

(目的)

第一条 この訓令は、教育委員会事務局及び学校以外の教育機関（以下「教育委員会事務局」という。）の執務時間に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(執務時間)

第二条 教育委員会事務局の執務時間は、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日並びに一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までをいう。）を除き、次の表に定めるところによる。

期	間	執 務 時 間
五月一日から	月曜日から 金曜日まで	八時三十分から十七時十五分まで
十月三十一日まで	土 曜 日	八時三十分から十二時三十分まで
十一月一日から	月曜日から 金曜日まで	九時から十七時四十五分まで
翌年の四月三十日まで	土 曜 日	九時から十三時まで

(執務時間の特例)

第三条 特別の理由により、学校以外の教育機関において前条に規定する執務時間により難いときは、当該機関の長は教育長の承認を得て別に定

めることができる。

附則

この訓令は、昭和四十四年三月一日から施行する。

鳥取県教育委員会訓令第二号

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程を次のように定める。

昭和四十四年二月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程

(目的)

第一条 この訓令は、教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間、休憩時間及び休息時間（以下「職員の勤務時間等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間等)

第二条 職員の勤務時間等は、次の表に定めるところによる。

期	間	勤務時間	休憩時間	休息時間
五月一日から 十月三十一日まで	月曜日から 金曜日まで	八時三十分から 十七時十五分まで	十二時十五分 から十三時 まで	十二時から十二時 十五分まで及び十 七時から十七時 十五分まで
十一月一日から 翌年の四月三十日まで	土曜日 日	八時三十分から 十二時三十分まで		十二時十五分 から十二時三十分 まで
	土曜日 日	九時 から九時四十五分 まで	十二時十五分 から十三時 まで	十二時から十二時 十五分まで及び十 七時三十分から 十七時四十五分 まで
	土曜日 日	九時 から十三時 まで		十二時四十五分 から十三時 まで

(勤務時間等の特例)

第三条 特別の理由により、学校以外の教育機関において前条に規定する勤務時間等により難いときは、当該機関の長は教育長の承認を得て別に定めることができる。

附則

(施行期日)

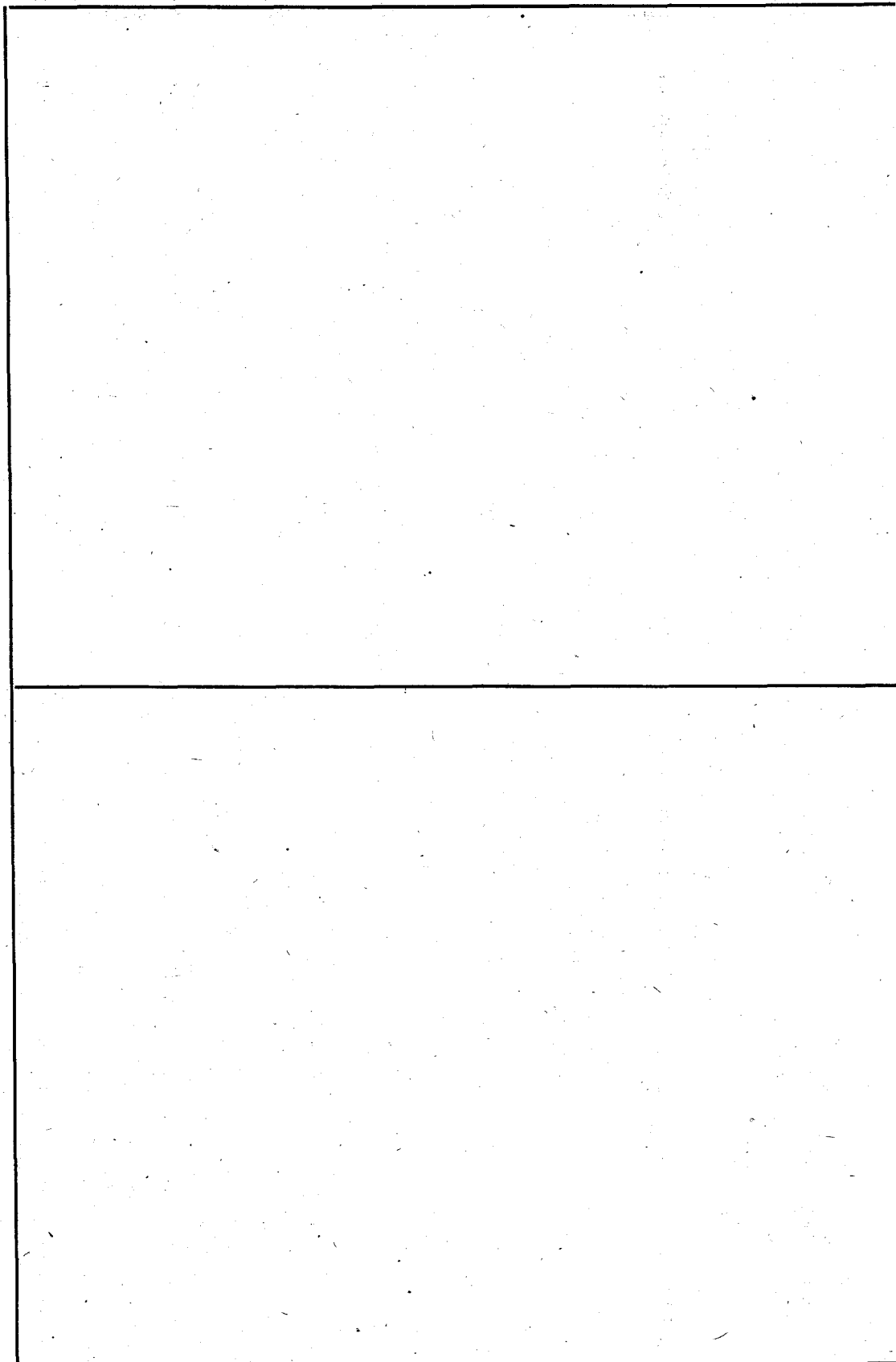
1 この訓令は、昭和四十四年三月一日から施行する。

(教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間及び職員の勤務時間に関する規程等の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

一 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間及び職員の勤務時間に関する規程（昭和三十八年五月鳥取県教育委員会訓令第一号）

二 休息時間に関する規程（昭和三十八年五月鳥取県教育委員会訓令第二号）



鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方および新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月300円。郵送料を含む。）を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

昭 和 年 月 日 から 昭 和 年 月 日 まで、鳥 取 県 公 報 を

部 購 読 し た い の で、購 読 料 金 円 を 添 え て

申 し 込 ん で 申 し 込 ん だ 申 し 込 ん だ

昭 和 年 月 日

住 所

氏 名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥 取 県 知 事 石 破 二 朗 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

